

経済危機克服のための「有識者会合」
議 事 録

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付

経済危機克服のための「有識者会合」
議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 21 日（土） 11：03 ～12:16

場 所：官邸 4 階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

今後の経済財政政策のあり方についての意見交換（金融）

3. 閉 会

(報道関係者入室)

○内閣官房長官 それでは、ただいまから「経済危機克服のための『有識者会合』」を開催いたしたいと思います。

(報道関係者退室)

○内閣官房長官 それでは、議事に入ります。

本日は3連休の中日でございます。御多用のところ御参集いただきましてありがとうございます。今日は、金融の分野から有識者の皆様にお集まりをいただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に総理からごあいさつをいただいて始めたいと思います。

○内閣総理大臣 お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆さん方、よく御存じのように、急激に数字が悪くなってきていると思います。これまでも何度となく戦後最大の難関とか危機という言葉は、石油ショックのときも使われましたし、バブルが飛んだ後も使われた言葉なのですが、今回は間違いなく不況が世界同時、かつインフレ化ではなくてデフレ傾向の下での不況、落下速度が他の不況に比べて角度がきついなど、少なくとも間違いなく今回は戦後最大の経済危機であることはまず間違いのないと思っております。

そういう意味から、こういう前例がないような話になってきたときには、永田町とか霞ヶ関だけのいわゆる知識、常識に頼るのは危険と思いますので、是非幅広く御意見をということで、これは金融界に限らず学者の方々、医療関係はこの前でしたけれども、社会保障関係の方など、いろいろな方面の方々にお集まりをいただいて話を聞かせていただくということにしております。

いただいた御意見を参考にしてこの後の政策に運用していきたいと思っておりますので、是非率直な御意見をお聞かせいただければということをお願い申し上げて、ごあいさつに代えさせていただきます。

○内閣官房長官 申し遅れましたが、この会合の司会進行は官房長官の河村が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず私の方から今日お集まりをいただきました皆様方を御紹介させていただきます。皆様方の右側の方からお願いしたいと思います。

まずゴールドマン・サックス証券株式会社取締役会長の足助明郎さんでございます。

日本証券業協会会長の安東俊夫さんでございます。

城北信用金庫理事長、全国信用金庫協会会長の大前孝治さんでいらっしゃいます。

横浜銀行頭取、地方銀行協会会長の小川是さんでございます。

みずほ銀行取締役頭取、全国銀行協会会長の杉山清次さんでございます。

トヨタフィナンシャルサービス株式会社取締役の平野英治さんでございます。

松井証券株式会社代表取締役の松井道夫さんでございます。

日本政策金融公庫総裁の安居祥策さんでございます。

皆様方からいただきました経済危機克服のための資料は、席上配布させていただいております。私どもも大いに参考にさせていただきたいと思っております。

その上で、皆様方には、この中で特に大事だと思われる一策について御意見をちょうだいいたしたいと思っております。時間が限られておりまして恐縮でございますが、できるだけ簡潔によりしくお願いしたいと思います。

なお、後半の時間を皆さん方の御意見を踏まえながら総理、関係閣僚からも御質問させていただく等、意見交換の場も持ちたいと思っております。

また、この会場には御案内のようにモニターが入っております。記者会見場でマスコミの皆さんが見ておられますので、公開されているということを御承知おきいただきたいと思います。

それでは、順にお願いしたいと思います。今、御紹介申し上げました順でお願いできるとありがたいと思っております。

それでは、足助さんからどうぞ。

○足助氏 今、総理がおっしゃいましたように、昨今急速な環境変化に伴いまして、実は金融資本市場が機能不全に陥りました。よく言われますように、100年に1度とも言われるような世界的な金融危機、経済危機を迎えております。

弊社を含めまして、金融業界は今回の金融危機から多くの教訓を学んだのではないかと思います。レジュメの方に3つほど危機の原因ということで書いてはありますが、最も重要な点としましては、金融機関が資産の価値を正確に評価し切れていなかったのではないかとこの点であろうと思っております。

そういう中で、各金融機関におけますリスク管理というのは、従来に増して非常に重要性を増しておりますが、合わせまして自主規制にのみ頼ることなく、業界全体の問題につきましても迅速な対応を促すためには、統一かつ効果的な規制及び監督当局の統率力といったものが不可欠ではないかと考えます。

また、金融資本市場のグローバル性が高まっておりますので、これまで以上に監督当局間の情報交換等、連携、協力が重要になってきていると思っております。

諸外国が大規模な景気対策を打ち出している中で、もちろん日本も例外ではありませんけれども、我が国が取るべき経済対策に対して提言させていただくとすれば、以下のような点が挙げられるのではないかと考えます。

レジュメの1番に書いてございます「企業の流動性確保」でございますが、国内株式の発行総額、これはIPOと株式売出しの総合計であります。2008年、昨年は2006年の5分の1以下に減っております。一方、企業の資金調達ニーズは非常に強いものがございまして、これにどのように対応するかが大きな課題であります。これまでの銀行の貸出しスタンス緩和への施策等に合わせまして、政府・日本銀行により信用補完的な施策、並びに追加的な金融機関の資本強化策の着実な実行が必要であると考えます。

2番目は「一層の金融緩和政策」であります。日本銀行の方で迅速にいろいろな施策を

とっておられますので、非常にスピード感があるなという目で見ているのでありますが、実は世界各国の急速な金融緩和政策、それから市場トレンドにより円高への急速な展開、こういうものがありまして、いろいろな施策の実質的な効果がある程度減殺をされている。実効金利を見ますと、引き締めスタンスの方にやや振れておるのではないかと我々は理解をしております。従来型の緩和策に加えまして、日銀の独立性を守りながら、財政と一体化した金融緩和のさらなる検討が必要であると考えております。

3番目は、重点分野の「産業育成」であります。特に公共性の高い分野、あるいは我が国が高い技術力を誇っておる。そして、それが活かせる分野、例えば環境、耐震、自然エネルギー、グリーンエネルギーですか、そういうものにつきましては我が国がその分野のリーダーといたしまして諸外国に対しても十分役立てる分野であるし、十分貢献できる分野でありますので、一層の支援強化をして成長させる必要があると思います。民間がやる場合は、例えば時限的な法人税の実効税率を引き下げるといようなことも一案かと思えます。

4番目は、「金融資産不均衡是正」であります。これはよく言われますように、高齢者層に偏在をしておる金融資産を活用するために、不動産市場活性化の一案といたしまして、そのような資産を中・若年層に移行しまして、私は住宅投資目的で使われる場合に限って生前贈与枠を時限的に大きく拡大をすることが必要ではなかろうか。これは、当然関連消費を生み出しますし、国内需要増強に役に立つと考えます。

最後の点であります、「東京の金融資本市場としての国際競争力強化」であります。シティ・オブ・ロンドンが今月、発表いたしましたザ・グローバル・フィナンシャル・センターズ・インデックスというものがあります。これは半年ごとに今、出しております。これによりますと、東京の国際金融センターとしての評価は世界で15位にランクされております。6か月前であります、昨年の9月は7位でありましたので、相当順位を下げているということであろうかと思えます。

2007年12月に金融庁が金融資本市場競争力強化プランを発表されたわけではありますが、それ以来、国際金融センターとしての東京市場のビジネス環境はかなり改善されていると申しますか、よくなってきていると思えます。

今後も、このプランの趣旨を踏まえた一層の改善、環境整備を迅速に行いまして、国際金融センターとしての東京の魅力は是非内外にアピールしたい。我々は外資系でございますが、東京の魅力をもっとアピールしていきたいと考えております。

以上で私の発表を終わります。ありがとうございました。

○内閣官房長官　ありがとうございました。

それでは、安東さんお願いします。

○安東氏　このような機会をありがとうございます。

まず言いたいことは、現在のこのきつい、厳しい環境下で将来どこかで終息する時点がくるんでしょうけれども、その中で果たした日本の国際的な貢献でありますとか、あるいは

は景気回復の道筋をつけるというようなことが評価されるのは正しい姿だろうと私は考えております。

そのためには、3点セットが重要ではないかと思えます。

3点セットといいますのは、1点目が経済対策、大きな内需拡大を伴う経済対策であります。これは、それぞれのところでかなりの議論がなされておりますので、私は詳細については省略したいと思います。

2番目が、金利、為替の安定であります。そのためには、日銀の量的な緩和も含めた対応を是非今後望みたいということでございます。

3番目が、株式市場の安定ということでありまして、私は特に今日はこの株式市場ということにスポットを充ててお話をさせていただきたいと思えます。

株式市場というのは、言うまでもなく景気の動向でありますとか、経済動向を映す、言ってみたら鏡でございますので、これらをよくする。景気回復、企業業績の回復というようなことが基本的な市況回復の要件であるのは申し述べるまでもございませぬけれども、現状そういうことを言っても何も始まらないということでございますので、現状認識を踏まえて何が必要かということを書いていきたいと思えます。

今回、この3月末についてはやや危機感が遠のいてきてはおるものの、今後株価については特に米国等の状況を考えますと、2度、3度と厳しい局面が十分想定されると思えます。そのときに、株式市場が万一の事態に陥るようなおそれがある場合に、政府が緊急的な状況に対処し得るような政策手段というものを可能な範囲で持っておくという考えが成り立つものと考えております。

具体的に申し上げますと、例えばETFを使って政府保証債をETFに転換できる債券を発行するというところであります。経団連でも今これをしきりに言っておりますけれども、積極的に検討する価値があると考えております。

2番目が、株式取得機構がETFでありますとかREIT、あるいはもう一つ加えますと生保等の保有株を買い取る仕組みも付け加える必要があるのではないかと考えております。

それと同時に、我が国の個人金融資産というのはいまだ1,500兆円近くあるわけでございますので、そういう意味で税制ということもここにもう一つポイントを加えていただければと思えます。税制は3年間延長というのは既に決まっているわけでございますけれども、それに加えて期間限定の後押しをする必要があろうかと思えます。

1つは、例えば先ほど申し上げましたETFを買い付けた場合、買付け額の10%相当を所得控除できる仕組みというものが考えられます。これは、この時期にリスクを取って投資する人にインセンティブを与えるというようなことで、現実的な対応になろうかと思えます。

2番目が、現在株式等の保有資産の7割以上を60歳以上の方が保有しているというのが現実でございますので、これを贈与という形にするときに一定の限度、一定の期間という

ものが必要でございますけれども、これを贈与する際に大幅な非課税枠を設けるなどの措置が考えられるのではないかと考えます。

それと同時に、相続税の評価方法等につきましても是非検討していただきたいと考えております。

また、納税者の利便性の向上とか、あるいは納税の適正化というような観点から、納税者番号制度の導入につきましても積極的に検討することが大変重要ではなからうかと考えます。

それと同時に、株式市場以外の社債の整備、流動性等も加味した社債市場の充実化も図っておくべきだと思います。

現在、厳しい状況を考えますと、さまざまなことを短期的にやるということが極めて重要であろうかと思えます。以上でございます。

○内閣官房長官 ありがとうございます。

それでは、大前さんお願いします。

○大前氏 大前でございます。本日は、このような意見交換の機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。信用金庫を代表いたしまして中小企業、取り分け私ども信用金庫の主要取引先であります小規模企業の現状を踏まえまして、一言申し述べさせていただきます。

まず、小規模企業の最近の業況について申し上げますと、私どもでは四半期ごとに取り先中小企業約1万6,000社を対象に景気動向調査を実施しておりますが、最近の調査結果を見てみますと業種・地域に関係なく一段と厳しさが強まってきております。

また、日常の営業活動から感じることはありませんが、受注の減少などから月に5日ほどしか操業していないような製造業者が散見され始めておりまして、小売、卸、サービス業などでもこれまでの厳しさに輪を掛けて売上げが落ち込んできております。

更に、小規模企業の製造業者からは、受注先の大企業による価格の引下げ要請が強まっていることなどから、下請業者間における協業や連携、更には東南アジアなどへの移転を検討せざるを得ないといったような話がこれまで以上によく聞かされます。

政府関係者の皆様方におかれましても、こうした現状につきましてもヒアリングなどを通じて十分調査をしていただいていると認識しておりますが、中小企業は地域経済のかなめであり、地域の主要な担い手でもありますので、極めて深刻であります。是非とも中小企業の受注や仕事が増えるような政策の立案につきまして、これまで以上に御配慮いただきますよう、まずもってお願いを申し上げたいと思えます。

次に、中小企業金融のよりどころの一つであります信用補完制度についてであります。政府におかれましては、実体経済の悪化に伴う中小企業の資金繰りの支援のために、昨年10月に緊急保証制度を創設していただきまして、その後も中小企業の業況悪化に伴って対象となる業種を拡大するなど、適時適切に御対応いただいております。改めてお礼を申し上げる次第であります。

同制度は、この3月上旬までに全体で約35万件、7兆6,000億円の保証承諾の実績であると聞き及んでおりますが、私ども信用金庫業界におきましても中小企業の円滑な資金繰りを支援するために、本制度に関する中小企業者の相談には積極的に対応しておりました。その結果、全体の4割程度は信用金庫の取扱いではないかと認識いたしております。

中小企業者からは、当面の資金繰りにはめどがついたものの、景気回復の機運が見られず、先行きの見通しがいまだに立たないということなどから、緊急保証制度の取扱期間の延長や、据置き期間の拡大を求める声が日増しに強くなってきております。

政府におかれましては、こうした中小企業の厳しい経営環境などに十分御配慮いただきまして、必要に応じて思い切った追加的な施策を講じていただくよう、是非ともお願いを申し上げたいと思います。

地域の中小企業と運命共同体である私ども信用金庫といたしましては、今後とも地域や中小企業金融の円滑化のために、できる限りの努力をしまいる所存であります。政府におかれましても、我が国経済全体の活力、取り分け中小企業の活力を生む施策を御検討いただければ幸いに存じます。

以上であります。ありがとうございました。

○内閣官房長官 ありがとうございました。

それでは、小川さんお願いします。

○小川氏 地銀協会長の小川でございます。こうした機会をいただきましてありがとうございます。

まず、地域経済の現況ですが、たまたま今週地方銀行が集まる月の例会がございまして、各行からの声を聞きますと、地域経済は生産活動の低下と雇用情勢の悪化によって全国的に今や地域の差がなく後退局面が続いております。

生産活動については、言われますように自動車関連産業、半導体関連産業を中心に各地で大幅な生産調整が行われ、特に自動車製造業の関係は年明け以降、生産ラインの一時停止を行う企業が多く見られ、結果、地場の下請中小企業にも大きな影響が出ております。

雇用につきましては、昨年来言われているとおりでございますが、生産調整を行っている製造業、あるいは公共工事の減少の影響を受けている建設業を中心に非正規社員の雇い止め、正社員の早期退職者募集を行う企業が多数見られます。派遣契約社員については、全員を契約打ち切りとした企業もあると聞いております。

銀行への融資相談についてでございますが、設備資金関係での相談というのは極めて乏しくなっており、当座の手持ち資金や、あるいは減産資金についての相談が多く、資金繰りの一層の悪化が懸念されるところでございます。

これまで打っていただきました政府の施策につきましては、それぞれ地域経済の下支えに大きな効果を発揮している。この点で、御礼申し上げたいと思います。ただいま大前さんからのお話がありました緊急保証制度の創設、拡充は企業の資金繰りを助け、これによって倒産を回避できた企業も少なからずございます。

こうした急激な落ち込み、あるいは先行きの見通しのたたない局面では、生き残る意欲と力を持った中小企業にとって、この制度は不可欠だと存じます。今や、経済停滞の影響がすべての業種に及んでおりますので、重ねてですが、対象となる業種の一層の拡大、または担保余力が小さい中小企業への配慮から、無担保保証枠 8,000 万円を一層拡大していただけないかとお願いする次第でございます。

一方、日本銀行でとっていただいているさまざまな施策は、銀行の資金繰りやポートフォリオの安定に資すると同時に、企業金融や金融市場取引の円滑化を助けるものであって、大変感謝をいたしております。

1 点、技術的になりますが、地方銀行といたしましては日本銀行に差し入れる適格共通担保の対象となる非公募地方債、いわゆる縁故債でございますけれども、この要件を是非緩和していただけないかというところがございます。地方公共団体は財政事情が悪化することに伴い、こうした借入れ、縁故債の発行が多くございますが、これに御配慮いただきますと地方銀行にとっては資金調達余力を拡大することになって、大変ありがたいと思っているわけがございます。

ほかの技術的な点は飛ばして最後をお願いをいたしたいと思っておりますのは、我々地方銀行は地域の中小企業とともにその存続に最大限の力を果たしていき、やってまいりたいと思っています。今回の金融経済危機の第 1 フェイズの雇用金融対策は非常にスピーディに手を打っていただいていると思っております。しかし、金融を安定させるためには、今や第 2 フェイズの需要対策を非常に強力に、そしてスピーディに進めていただきたい。实体经济に明るさを見出すことが大切だと存じます。

出ている施策は山ほど今やあると存じますので、どうか政府におかれては次々と切れ目なく具体的な施策を目に見える形で打っていただき、そしてそれを是非具体的に PR をしていただきたい。人々の気分を明るくするというところにも一段と御腐心をいただけたらと存じます。ありがとうございました。

○内閣官房長官 ありがとうございました。

それでは、杉山さんどうぞ。

○杉山氏 本日は、このような場にお招きいただきまして誠にありがたく思っております。今後の経済金融対策について、私どもの意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、追加の経済対策を策定するに当たってのコンセプトをちょっと申し上げたいと思っております。

第 1 に、当面の危機を乗り切るため、落ち込んだ需要を短期集中的にサポートすることであると思っております。我が国の景気は昨年の 10-12 月期の実質成長率が戦後最大級の下げとなるなど、急速に悪化しているのは皆さん御承知のとおりでございます。このままでは景気がスパイラル的に悪化する懸念がありまして、今、小川会長からもございましたけれども、即効性のある緊急の需要創出が不可欠な局面にあると、このように認識しております。

コンセプトの 2 つ目は、「外需型産業を短期的に内需で支援」ということであります。

景気悪化の主因は外需にあるとはいえ、これを我が国の政策においててこ入れすることができない以上、外需型産業を短期的に内需で支援するという発想があってもいいのではないかと考えています。

コンセプトの3つ目でございますけれども、短期の対策とはいえ、「可能な限り中長期の政策を先取り」するような施策を盛り込んでいただくことであります。これによりまして、大規模な財政出動に対する社会の納得も得られやすいのではないかと考えられます。

次に、これらのコンセプトを踏まえた上での対策の重点項目を5つ申し上げたいと思います。

まず1つ目は「減災社会への対応」でございます。これは、例えば公立学校の耐震化工事をできる限り前倒しで実行するなど、景気刺激効果の高い公共投資を迅速に進めることが有効だと考えられます。

2つ目は、「低炭素社会への対応」でございます。これは、電気自動車など、次世代車の大規模な普及や、自動車の買替え促進、家庭用の太陽電池、あるいは省エネ家電の導入支援、これはドイツなどでも行っておりますけれども、これに補助金を使った波及力の大きい産業への助成がキーと考えております。

3つ目は「地方への対応」でございます。農業、雇用、観光等の視点を盛り込んだ対策の策定や、多年度にわたる公共投資の前倒し実施などが含まれると思われまます。

4つ目は「高齢社会への対応」です。これは、社会保障インフラの整備とかバリアフリーの推進が考えられます。

5つ目の「情報化社会への対応」では、コンテンツの充実も踏まえた地上デジタル放送への移行等が考えられます。

これらを踏まえまして、金融面からの対策について申し上げたいと思います。日ごろ、お客様と接していると、昨年秋くらいから急速に状況が厳しくなっておりまして、今後の事業や、あるいは資金繰りの計画を立てようにも、過去の経験が全く役に立たないという声を聞きます。不確実性の高まりを受けまして、お客様は一斉に守りの姿勢を強めておりまして、事業の拡大意欲が大きく減退しているとの実感がございます。

こうした状況への対応といたしましては、まずもって売上げとか、あるいは受注の「不確実性」を取り除くこと、すなわちただいま申し上げたような需要創出策が重要でありまして、金融面からの対策はそれと同時に進めることによりまして、より一層の効果が得られるものと考えております。

私どもといたしましては、これまでは政府、それから日銀により相次いで打ち出された施策を大変心強く感じておりますし、世界の金融資本市場が混乱する中であっても我が国の銀行貸出しは増加を続けております。

しかし、今後のさらなるリスクを考えた場合、この需要創出策と合わせて金融面からの追加対策を幾つかお願いしたいと考えております。

まず、中小企業向けの貸出しでございます。銀行協会といたしましては、先ほどお話が

ありましたように、緊急保証制度への積極的な取組みを継続してもらいたいと考えておりますけれども、今後のさらなる資金需要増加を想定いたしますと、先ほど小川会長からもございましたが、無担保枠の拡大が有効であると考えられます。

次に、今年度を期限としているものがたくさんございますので、大企業向けの日銀等による支援策の継続と、それから必要な場合の拡充でございますね。この辺もお願いしたいと思います。

それから、CP市場等は現在落ち着きを取り戻しておりますけれども、来年度以降のさらなる企業業績の悪化や、あるいはその外部要因等を契機とする直接金融市場の混乱など、再び環境が悪化することも懸念されるわけでございます。

そして、大企業あるいは中小企業は今、申し上げたような対策を随分打っていただいておりますので、相当効果は出ていると思っておりますけれども、若干エアポケットといいますか、中堅企業の資金繰り支援の対策がはっきりしたものが見えておりませんので、これまで中小企業へは緊急保証制度、大企業には日銀による企業金融支援措置などが講じられてきましたが、今、申し上げました中堅企業に対する公的保証など、実効性の高いさらなる対策を講じることを是非お願いしたいと思っております。

これは、今日お見えになっていらっしゃるけれども、例えば日本政策金融公庫さんの保証を得た上で行うとか、あるいは政府の保証を入れて日本政策金融公庫さんをお願いするとか、こういったことが1つ考えられるのではないかと考えております。

こういった危機の最中であって、先般バーゼル委員会から2010年にBIS規制を強化する旨の発表がなされております。そこには、実施時期について危機の続く間は所要資本の引上げは行わないと明記されておりますけれども、これは極めて重要であります。是非そのとおりにしていただきたいと思っております。新規制の検討、あるいはその実施のタイミングにつきましては、景気が金融システムに与える影響を十分に見極めた上で、慎重に判断されるべきであると思っております。もちろん、この点は既に与謝野大臣あるいは白川総裁がお知りいただいておりますことは十分に承知しておりますけれども、あえてこの場で改めてお願い申し上げたいと思っております。

以上、需要創出策と金融面からの対策について申し上げましたけれども、この危機的な局面にありましては、先手、先手で対策を実施していくことが肝要であると考えております。総理のリーダーシップの下、あらゆる対策をより早く、そしてより大きく実施することによって、必ずや世界で最初にこの苦しい状況を乗り越えることができると信じております。

私ども銀行界も景気回復の一翼を担ってまいりたいと思っておりますので、是非よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○内閣官房長官 ありがとうございます。

それでは、平野さんどうぞ。

○平野氏 平野でございます。本日は、お招きいただきましてありがとうございます。

私どものグループを若干自己紹介させていただきます。国際金融市場で調達したお金を主に世界じゅうの自動車ローンに回すことで運用しておりまして、これが私どもの主たるなりわいでございます。現在、約 14 兆円の資産を世界 33 か国で運用させていただいております。つまり、私どもは今の自動車不況と金融危機の交差点で仕事をしていることになるわけございまして、本日はこのような立場から危機的な金融環境を踏まえた企業金融支援策につきまして、若干の御提案をさせていただきます。

まず現在の国際金融環境ですが、各国当局の強力な介入によりましてかろうじて崩壊は免れております。しかし、危機が続いているということです。実体経済が恐るべきスピードで悪化を続けておりまして、経済不況が金融危機を更に増幅するという負の連鎖のリスクが高まっています。

こうした有事の認識に立ちますと、負の連鎖を断ち切る政策をスピード感を持って実行していく必要があります。財政金融面からの思い切った景気対策が重要であることは申すまでもありませんが、本日は金融面からの企業支援策に絞ってお話をします。

まず企業金融の実態ですが、日銀のアンケート調査によりますれば、資本市場の麻痺もございまして、昨年後半から企業の資金繰りが急速に厳しくなっておりまして、つれて銀行に対する借入れの申込みが企業規模を問わず急増しています。こうした環境はこの3月期末を越えれば改善されるものではなく、相当長期にわたって続くことが予想されます。本来、健全な企業が金融仲介の目詰まりから資金繰りに窮することがあれば、経済成長の芽を損なうこととなります。

企業金融の障害となるリスクの一つは、銀行の慎重な融資姿勢です。これにはやむを得ない面があります。

1つは、今の株安基調が続きますと、自己資本比率の低下懸念から貸出しをどうしても抑制的に運用せざるを得ません。更に、不況の深刻化に伴う信用リスクの増大懸念から、リスクを取った貸出しにはどうしても慎重にならざるを得ない面があります。

銀行の資本制約を緩和するためには、その自己資本の充実を図っていく必要があります。自力による資本増強が困難であれば、銀行には先般公表された日銀からの劣後ローン取入れや、金融機能強化法に基づく公的資金受入れを真剣に考えていただくべきではないでしょうか。その際、重要なことは、資本を受け入れる銀行の経営を制約しないということでもあります。経営を制約されますと、銀行はどうしても資本受入れに躊躇せざるを得ないという面があるかと思えます。

銀行の資本制約という面では、リスクを映す鏡としての市場機能が大きく損われている現状では、いわゆるB I S規制をむしろ緩和する。あるいは、大幅に簡素化することを検討すべきではないでしょうか。市場も実際のところ、B I S規制に基づく自己資本比率を余り重視していません。むしろ最近では、コアとなる資本の充実度に注目する傾向が強まっております。

更に言えば、米国ではバーゼルⅡと言われる現行のB I S規制の実施の延期を決めてお

ります。資本制約が緩和されましても、不況の深刻化の下で銀行はどうしてもリスクに敏感にならざるを得ません。この問題を緩和するには、何人かの方々から既に御指摘もございますが、公的機関、政府による保証機能を大胆に拡充することが必要になります。

更に、民間の金融仲介機能を補完する意味で、J B I Cなどの政府系金融機関が思い切った企業金融支援措置を打ち出しておられることは、事業会社の資金調達の安定化を図る上で絶大な意味を持ちます。

今後とも、こうしたファシリティの機動的な運用を是非お願いしたいところであります。以上です。

○内閣官房長官 ありがとうございます。

それでは、松井さんどうぞ。

○松井氏 松井証券の社長の松井です。3分というので、ストップウォッチを持ってきました。その範囲内でできればやりたいと思います。

先ほど足助さんが、国際金融センターにおける日本の市場のプレゼンスが低下しているということをおっしゃっていましたが、これは市場における構成メンバーの推移を見ると割と納得いくかと。

すなわち、金融機関だとか法人等の株式持合い等々の解消を支えた受け皿になったのは外人であります。外人がこの10年、20年の間に急速にプレゼンスを増したということが挙げられます。

それはそれでいいんですけれども、今は御存じのように外人が市場から逃げようとしています。そうなってくると、この外人の支えたものをだれが担うのか。受け皿となるのかという問題になりますけれども、これは申すまでもなく1,500兆円という膨大な金融資産を有する個人が市場にどういうふうに参加してくるかということにかかっております。

そういう問題意識の中からペーパーを提出させていただいたんですけれども、「配当二重課税是正による個人株式保有の促進」といったことを具体的に提案させていただきと思います。これは、企業の個人株主づくりを促進させるインセンティブが必要なのではないかという考えから提案したものであります。

従来、個人の二重課税問題の解決策としてインピュテーション方式、すなわち所得税に法人税の分を調整するというインピュテーション方式等々で調整するという方策が全世界でとられていますけれども、私の提案は個人所得税段階ではなく、思い切って法人課税段階で調整を図ってみてはどうかという提案であります。

具体的には、法人課税において個人株主への支払配当金の損金算入を認めるということであり、これは、今年始まった株券の電子化で捕捉可能です。

もう一つ、個人の配当所得ですけれども、二元的所得課税の課税体系の下で現行の定率課税方式から簡易な累進課税方式、こういったものに変更することによって、いわゆる金持ち優遇批判といったものに対応できるのではないかということでもあります。

その辺の仕組みを示したのが、その図であります。具体的というか、簡単に言ってしまう

うと、現在の法人税は大体 15 兆円、これは激減すると思えますけれども、これを前提にすると、こういった方式をとれば計算上 6,600 億円くらいの法人税減税になるということであり、これを税率に換算し直しますと、現在の実効税率 41%が 39%くらいになるだろうということでもあります。

一方、右側の方は原則的に 10%課税ということになっております。実際は一部例外がありますから実効税率は 15%くらいになっているかもしれませんが、10%でいくと現在支払われている配当に掛け合わせますと大体 1,600 億円、その赤い部分は累進で更に取り。要するに、金持ちから取る。より多くの配当をもらっている個人から取るという図式であります。

こういったことを実行することによって、先進諸国で初めて個人の配当二重課税という問題が解消するのではないかと。これは、例えばアメリカ辺りでは日本の十数倍の株を保有しているわけですから、とてもじゃないけれども、財政赤字の中でそこまで思い切ったことはできない。一方で、日本は 50 兆円程度しか個人は保有していないですから、こういったことが場合によってはできるのではないかと。

それから、幾つか書いてありますけれども、個人も法人も含めてキャピタルフライトというものがこれから税の関係で懸念されます。そういう意味で、例えば収益力の高い、すなわち配当を出せるところが、言ってみれば実効税率を下げられるんですから、そういった企業のキャピタルフライトは多少抑止できるのではないかと。

一方で、個人もそういったことで企業が、より多くの配当を出そうというインセンティブが働きますから、個人の配当所得が増えるという意味で、個人の方もキャピタルフライトが抑制される。それで、当然のことながら個人に回った配当は最終的には消費に回るわけですから、そちらの方の効果もある。

こういうことで、当然税制の問題ですからこういったことが今すぐはなかなかできないことは重々承知してはいますが、そういった物の考え方、こういったものを表明することによるアナウンスメント効果とか、そういったものも非常に大事なのではないかと。以上です。

○内閣官房長官 ありがとうございます。

それでは、安居さんどうぞ。

○安居氏 安居でございます。私は、今日は私個人の意見を申し上げたいと思います。

今回の経済危機につきましては、まずは資金繰り対策が必要でございましたが、政府の諸施策により順調に推移しており、現在の対策を継続することが重要だと思っております。

ただし、中堅企業に対する対策が追加が必要かと思っております。また、後ほどになりますが、信用保証等のコストが相当かかってくると思っております。

次に、資金繰り以外の対策についてですが、今回の経済危機は輸出の減少と外資の引上げによる株価下落が直接的な原因で、当初は急激な生産調整から資金繰りが問題となりましたが、今は企業の損益問題となってきております。

その対策は、輸出促進と内需喚起でございますが、輸出についてはやはり企業努力というものが基本で、政府の施策としては既に始まっている輸出金融での援助だと思います。

次の、内需喚起についてですが、今回は短期のみではなく、中長期的な観点からの施策が必要だと思います。

短期につきましては、現在進められております諸対策に加えまして、資産を持っている高年齢層の不安を和らげ、消費に向かわせるという目的での株価対策が必要かと思えます。

次に、中長期施策について、政府で既にいろいろと検討されておりますが、新技術の開発、ハングリー精神を持ち自立を基本とする国民を育てる教育、人口減少対策等が重要だと考えます。

その中で、今日は特に次の世代を担う新しい技術の開発について、国家戦略として進むべきと思って申し上げます。

それは、新しいエネルギー、ES細胞やIPS細胞を含むバイオの技術、ナノの技術、総合的な環境技術だと思います。それぞれの技術開発と応用を国家戦略として推進する必要はありますが、今日はバイオについて申し上げたいと思います。

バイオ技術につきましては、日本でも種々の努力がされ、世界のトップクラスになっていますが、各国も時を争って開発しており、欧米のみならず、例えばシンガポール政府では10年以上前から国家戦略として、前のEDB長官のフィリップ・ヨーさんを責任者とする非常に大きな長期のプロジェクトチームをつくって、巨額の予算で世界の製薬会社の研究所を誘致するとともに、国自身として研究所をつくりまして、世界の学者、研究者を集めて新しい技術開発を行っておりまして、ここには日本の学者も参加しております。

また、その研究所のマネジメントも研究機器等は研究者の思うとおりに与える。その代わり、2、3年ごとに状況、成果をチェックして、将来だめだというふうに査定されれば研究を打ち切らせるというような割にドライなやり方をしております。

この分野は特に日本の得意な分野でございますので、国としても是非強力に推進していただきたいと思えます。以上でございます。

○内閣官房長官 ありがとうございます。

それでは、一通り御意見を賜りました。御提言をいただきましてありがとうございます。後半の意見交換に入りたいと思えます。

総理の方から何かございますか。

○内閣総理大臣 安東さんだったか、株式の安定と言われたんだけど、東証の株式市場の閉鎖性というのを参加している人はどうして言わないんですか。言いにくい。いじめられるから。

○安東氏 そんなことは決してないと思えます。

○内閣総理大臣 だって、日本の場合、極端でしょう。ニューヨークやら何やらで何百社、日本で20社くらい。異常と思いませんか。

○安東氏 東証の閉鎖性といいましても、市場は実質は非常にグローバルで、外国人投資

家が減ったとはいえ、いまだ売買シェアは半数以上を外人が占めているという現状でございますし、そういう意味での東証の閉鎖性というのはどういう観点から出てくるのか、よく理解できませんけれども。

○内閣総理大臣 だって、資料はすべて日本語じゃなかったですか。ゴールドマン・サックス、いかがですか。

○足助氏 資料が日本語であるというのは一番大きなネックであったんです。

というのは、毎年東証にドキュメンツをファイルしないといけない。これは日本語だったんですけども、最近は結構英語でも金融庁さんも含めて受け入れてもらえるようになっていきますので、相当そこは改善しております。

会計制度が日本の場合は日本の会計制度で、これも国際会計基準にそのうち移行するというふうに理解しておりますけれども、やはりこういうものを同じような制度にしておかないと、上場する側は二重、三重の手間がかかりますから、それではやめようかということになりますし、一時もっとあったんですけども、どうも今は減る一方でございます。

これと、外国人が日本の株式市場の売買に参加しているというのはまた別問題だと思います。

○松井氏 先ほど申しましたように、何よりも日本の金、特に個人の金を市場に導入して、それがメインプレイヤーになるというのが一番基本的な話で、どこの市場でもそういったことをベースにして市場が成り立っているにもかかわらず、日本だけが先進諸国の中で外人プレイヤーがメインプレイヤーである市場になっている。だからこそ、そこに何かメスを入れないといけないのではないかと。

そういう認識を市場関係者は皆、持っていますけれども、これは先ほど申しましたようにいろいろな税制等々で株式がいくらという雰囲気というか、これを払拭するような対応というものを具体的に出さないと、なかなか直っていかないんじゃないかと思います。

○内閣総理大臣 私も全く賛成だけれども、やはり株式会社、株屋というのは信用されていないんですよ。自分たちの身を切られて、私はそうだと思う。

株をやっていると言ったら、田舎では何となく怪しげですよ。あの人は貯金をしている。でも、あの人は株をやっているんだってさと言ったら、今でも何となくまゆにつばをつけて見られるようなところがあるでしょう。

私は松井さんがどこの生まれかは知らないけれども、私たちの田舎では間違いなくそうです。そのところで、金融庁の長官のときから貯蓄から投資という話は10年以上前から言っているんですけども、何となく株ですかと、大体、皆こういう感じですよ。今は株屋さんを通さなくて、直接やるようにし始めたでしょう。

○松井氏 株屋というか、証券会社は売買ということで成り立っていますけれども、それはそれとして、むしろ大事なものは長期保有というか、例えば配当を目的にした株保有というか、投資と投機という議論はありますけれども、基本はやはりそういったもので企業の利益を配当という形で個人に還元して、それが消費等々に回っている。これが、多分一番

健全な姿だと思ふし、その膨大な原資はあるわけですね。だから、これをどういうふうにするかという方向に持っていくかという対応というのが一番大事なんじゃないですか。

○内閣総理大臣 今、東証の平均で配当率というのはいくらぐらいですか。

○松井氏 配当性向が大体 30%から 40%です。配当率は 2.8%くらいです。

○内閣総理大臣 国債は、今は 1.3 ですか。アメリカは国債が 2.8。そんなものなんですね。もうちょっとあってもいいですね。

○松井氏 だから、配当に関しては十分収益性というか、リスクはありますけれども、それは売ってリスクが発生するのであって、長期保有だったらそれは当然上下はしますけれども、安定しますから。

○財務・金融・経済財政政策担当大臣 中堅企業、大企業も入れてもいいんですけども、政府の保証といった場合はイメージとしてどういうことをお考えなんですか。政府のどこかが融資の一部を保証するのか、全部を保証するのか、あるいは政府の金融機関と例えばメイン銀行がシンジケートローンでつなぐのか。いろいろな組合せがあると思うんですけども、どうなんでしょうか。

○杉山氏 これは、大臣がおっしゃるように政府とかが直接保証すると、やはり国民から見ましてもちょっとやり過ぎではないかという厳しい意見があるのはよく承知しておりますので、例えば先ほど申し上げました公庫さんの保証を受けて直接民間の金融機関がお出しするとか、そういったことはひとつ考えられるのではないかと思います。

○財務・金融・経済財政政策担当大臣 大企業もですか。

○杉山氏 大企業は、今のところ日銀さんがいろいろCPの買取りとか、あるいは社債の買取りをやっていただいていますので、現状のところはそれほど資金繰りに窮しているということはないと思いますが、ただ、更に経済が悪化してきまして、来年度に入ってからどうなるかという問題はございますので、大企業も場合によってはそういうことも合わせて考える必要があるのではないかと思います。

○平野氏 大企業の金繰りでございますけれども、昨年暮れ近くの状況は本当に危機的でした。どうやって資金調達をつけるか、非常に厳しい状況が続いておりました。年が明けてから多少は緩和しておりますが、この先もその危機が続くということを前提としますと、大企業も安心して金繰りがつけられるという状況では必ずしもないというふうに認識しております。

それから、大企業の金繰りの安定が大事なのは、関連企業を山ほど抱えてございまして、そこから支援要請がたくさんきております。それに対して、大企業が支援をするという余力がありませんと、その関連企業さんにも類が及ぶということでございますので、大企業といえども必ずしも安心できる状態ではないというふうに理解すべきであろうと思っております。

○内閣総理大臣 さっき銀行貸出しが小川さんのところは増えているという話が出ていたけれども、大企業がCPやら社債やら何やらがなかなか売りにくくなったから、その分だ

け大企業が銀行に来て間接金融で銀行からトヨタが金を借りる。したがって、金を借りられたために銀行側は貸し出す金の絶対量として中堅企業に貸すよりも大企業に貸した方がいいから、こちらのものを減らしてこちらに貸す。銀行経営としては当然ですね。そうすると、中堅の企業と言われたところの資金繰りが厳しくなるということですか。

○平野氏 総理の言われた前半部分はそのとおりでございまして、大企業はかなり資本市場からの調達に資金繰りを大きく依存しております。その資本市場が機能しないので、機能が大きく低下しているのです。どうしても銀行借入れの方にシフトせざるを得ない。

○内閣総理大臣 直接金融から間接金融にですね。

○平野氏 そういうことでございます。そこはそのとおりです。

それで、その大企業の資金繰りをつけていくことの重要性は、大企業そのものもさることながら、大企業には関連企業が山ほどぶら下がっておりましてグローバル展開をしております。そこから実は直接、間接の支援要請がものすごくきていると思います。これは別にトヨタだけの状況でございませぬ。

したがいまして、そうした支援要請に大企業を通じてこたえていくというふうには考えますと、まずは大企業の資金繰りを安定させることが大事だということでございます。

○安居氏 今のお話との絡みですが、現在危機対応で実施されています指定機関、政投銀とか中小向けのところで商工中金の2社が今、現実にやっているのですが、大企業向けはそこで動き出しております。それで、中企業、中堅についてはまだそこが動いておりませんので、その方向をもう少し考えていかないといけないのではないかと思います。

○財務・金融・経済財政政策担当大臣 麻生内閣になりましてから、金融機能強化法で資本注入枠を12兆用意してあるんですけども、地方銀行の幾つかはもう具体化した、あるいはお申出をいただいているものがあるんですけど、やはりメインのところでは機能強化法の資本注入枠、あるいは日銀が今度用意された劣後ローンということで資本を強化していただきたい。

むしろこれは我々のお願いでして、さっきどなたかのお言葉にありましたが、銀行経営を制約しようとか、口を出そうとか、そんな気持ちは全くないので、貸出し枠を充実させるための資本の増強というのは我々としてはお願いしてやっていただきたいというくらいの話です。ちょっと口を出そうなどというよこしまな気持ちは全くないので、是非お受け取りいただきたいと思います。

○内閣官房長官 どうぞ。

○小川氏 地方銀行は、さっき総理からもお話がありましたけれども、大企業から去年の秋くらいから非常に東京経由で申込みがあります。したがって、伸びの中では全体としては少し増えています。

しかし、大企業だから喜んでいいかといいますと、やはり地方銀行としましては長い付き合いがありますので、大企業の場合にも地元を下請け、あるいは関連企業があるというようなところはリレーションズを大事にします。ただ、大企業がきたから喜んでというこ

とではなく、やはり私どもは地元企業へ目が一番っておりますので、そういう意味では必ずしも当たらないということです。

もう一点、今の金融機能強化法のところについて申し上げますと、現状ではもちろんさまざまな手をいただいているからですけれども、私どもはなすべき中小企業向けの融資を行う上で、一般的に資本で非常に制約があるというふうには受け止めておりません。

ただし、状況はどう変化するかわかりませんから、どうしてもというときの経営判断としては市場での資本調達に無理があればお願いをするようなことができる。そういう安心感が非常に支えとなっているというところがございます。

恐らく、ここはいろいろなところで個別の銀行はそういうことを考えながらお願いに上がることがあると思います。

○杉山氏 3メガバンクも全く今の小川会長と同じ考え方でございまして、できる限り自力で調達をして、万が一のときはやはりお願いしなければならぬというケースも出てくるかもしれませんけれども、できるだけそうならない事態を想定していろいろとやっておりますので、恐らく実体経済がもっともっと悪化して、例えば日経平均が5,000円を切るとか、そうなれば非常に厳しい状況になると思いますけれども、できるだけそうならないようにいろいろな対策を打っていただいておりますので、そういう方向に持っていく方がむしろ最優先ではないかと私は思っております。

与謝野大臣がおっしゃるようなことはよくわかっておりますので、本当に安全弁としまして非常にありがたく思っております。

○大前氏 与謝野大臣からのお尋ねであります。私ども信金業界にとりましても、この金融機能強化策というのは資金調達手段として大変中小企業金融の円滑化、あるいは金融システムの安定化、そういった面で非常に大きく貢献していると思います。

ただ、私ども業界としては、これまで信金中央金庫を中心にして運営してまいりました資本増強制度というものがあまして、一応今まで公的資金に頼らず業界内処理でやってまいりました。これからもこの制度を堅持していきたいと思っておりますが、何と云っても市場の動向がまだまだわかりませんし、中小企業の先行きの見通しというものも非常に不透明でありまして、今後どのような事態になるかはわかりませんので、選択肢の一つとして今後考えてまいりたいと思っております。

○経済産業大臣 先ほど小川会長からも御指摘があったんですが、例の緊急保証制度の対象業種の拡大ですね。国会でもしよっちゅうこの意見があるんです。先ほどは医療業界からもございました。私どもは医療業界や農林業関係とか、通常経済産業省や中小企業庁のはんちゅうにないような業種からもそういう声をいただいております。それはそれで一通りの検討はしているんですが、小川会長が指摘されるような業種というのは具体的にはどういふところを指しておられるんですか。

○小川氏 私のところでも、たしか医薬品の製造の検査のような、普通に特定の業種として定義するには難しいような事業をやっておられるところがたまたま当たらない。そんな

ことをございました。多分それはあり得るんだろうなど。

ですから、こんな状況ですから全部だということでもいいのかなど、中で議論したりしたんですけれども、そうするとまた逆に何かここまでかというのが私どもが関わらないところの業種によってはあり得るだろう。

そういう意味では今、大臣がおっしゃっていただいたように、経産省だけではない広いところでニッチ的な、しかし業種の定義を要するのであればできるだけそれを増やしていただきたいという趣旨でございます。

○経済産業大臣 私も役人と同じことを言うつもりはありませんが、しかし、その業界の実態を把握しているのはそれぞれの省庁が持っているものですから、そこら辺りの判断も参考にしたいと思うんですが、今は8割以上OKしているんです。最初は200程度の業種だったんですが、今は8割強ですからほとんどの業種は入れているわけですが、我々も改めて小川会長の御意見ですから検討はしてみたいと思いますが、何か具体的なことであつたら後ほどでも結構ですから。

○小川氏 私どもの方でも調べてお願いに上がるようにいたします。

○財務・金融・経済財政政策担当大臣 先ほどの株価対策ですが、もうちょっと皆さんに詳しく説明していただけないですか。

○安東氏 E T Fを使ったケースとか、具体的な部分ですね。

E T Fを使った政府保証債、この簡単なスキームを申し上げますと、政府保証債を発行いたします。それを買うのはだれかということ、これは個人を対象にしています。個人が買い付けます。E T Fは仮にトピックスに連動した商品であれば、トピックスが現在750といたしますと、個人の方が購入したときの行使価格、転換社債と一緒にすからいわゆる転換価格ですね。それが、例えば750とか、あるいはもうちょっと高くてもいいんですけれども、そのように設定いたします。政府保証債の満期は、例えば10年とします。ただし、2年たったら2年以降は転換できるというふうに想定をしているわけです。そうしますと、基本的には資金は個人が買い付けて、言い方は差し障りがありますけれども、元本保証付きのE T Fの購入と、こういうことになります。

したがって、これについてはいろいろな御意見があろうかと思えますけれども、あくまでもこういった緊急時の株価が急落する場面での、言ってみたらそういった意味合いを果たす役割を持つ。

かつ、もちろん通常のE T Fが750で買えるのを転換価格がそれよりも上になりますので、生で自信がある方は買った方がいいに決まっているわけですがけれども、日本人の国民性から考えますと最終的に元本が保証されています。仮に株価が10年間全く反応しない。逆にもっと下がったというケースの中では、政府保証債ですから国が損をする可能性はあります。こういう商品組成であります。これが第1点でございます。これが、まずE T Fの連動債というものです。

もう一つは今、銀行等株式保有機構がございます。これは法律によってこの間20兆まで

枠が拡大したところでありますので、これはもちろん銀行等がお金をあらかじめ出してありますから、ほかのところが出てあるわけではないので、これを勝手にあれこれ使うなというような声はもちろんわかりますけれども、20兆という金額を考えますとこれを緊急的に、例えば株式が急激に6,000円までになってしまった。その理由が、日本固有の問題ではなくて、例えば海外の市況に連動して極端に不当な下がり方をしたという場合、即効的に買う用意をしておかなくちゃいかぬというときの手当てとして、これはREITもそうだと思いますけれども、そういった保有機構の資金を活用できる仕組みをつくっておくべきだろう。

ただ、これは法の改正が必要だと思いますので、その分、時間がかかるということが想定されますから早目に、別に今月の31日にこれを発動するような必要性は今のところもちろんないと思っていますけれども、今後こういったケースが決して終わっていないということ的前提を考えますと、法整備をしておくべきだということでございます。

株価対策としてはその2点で、あとは先ほど申しました個人を後押しする仕組みを一段と進めていただきたいというものであります。

○松井氏 1つ補足というか、一番気をつけなくちゃいけないのは、緊急対策はそれでいいんですけども、モラルハザードの問題です。

一方でリスクを取っている人間がいるわけですから、それとのバランスをどうするかということはよくよく考慮しないと、言ってみれば一種の株価操作にもつながりますし、世界でそれをやりたくてもぐっと我慢しているところがほとんどですから、そういう意味ではそんなことだったらリスクを取りたくないという人間が出てきてしまう。これを一番懸念しております。

そういうことがないような措置が合わせてされなければいけない。薬としては認めますけれども、毒も含まれているということです。

○杉山氏 先ほど、銀行の債券、株式の買取機構を使ってというお話をいただいております。確かに株価対策はこういう状況ですから重要なんですけども、そもそも銀行等の株式買取機構というのは銀行と事業会社の政策持合株式の解消を前提とした機構でございます。法律の趣旨からしてそういう機構でございますので、もしこれを使うのであれば、さっきおっしゃったように法律の改正をして勘定を分けてやるとか、あるいは別の機構をつくってそこではそういう対応をすとか、そういうふうにしていただいた方が私はよろしいのではないかと思いますし、恐らく今、松井社長からもお話がありましたけれども、モラルハザードの問題とか、国民はどう考えるか。

特に銀行に対しては、国民は一般的に非常に厳しく見てこられます。その辺がちょっと気になるところでございますので、あえて申し上げておきたいと思います。

○内閣官房長官 先ほど総理が、なぜ株に対して国民の目がいかないのか。あるいは、日本人がメインでないというのは日本だけだという話がありました。証券会社も努力されているんだろうと思うんですが、この場合、直接のあれにはなりませんけれども、例えば株

のセミナーとかいろいろあると思いますが、証券会社が高校とか大学とかそういうところへ講義に行かれるとか、そういう機会というのはどうなんですか。

○安東氏 今、もちろん協会を中心としていわゆる証券教育等についてはかなりの頻度、かなりの規模でやっております。また、証券会社等についてはほとんどの大学に講座を設けておりまして、そういった証券教育等も行っておりますし、また、小学校とか中学校の先生を対象にした教育も行っているということです。

ただ、これは時間との兼ね合いというものがございまして、もう既に10年以上続けておりますので、効果というのはこれから徐々に始めるのではないかという期待をしております。

○小川氏 先ほど総理は、「株をやる」とおっしゃいましたが、株というのは昔の小説や何かを見ていると、「株を持たせる」とか、「持つ」という面があるわけです。「株を持つ」というのは、まさに投資で貯蓄であるわけです。「やる」というと、ほかと同じで勝負なんですね。

どちらかという評価していただきたいと思いましたが、銀行の窓販が始まりまして10年くらいたちました。それで、銀行の場合には明らかに貯蓄のポートフォリオの形態を変える。「持つ」方が中心なんです。

ですから、時間の経過とともに今おっしゃったように国民の広い1,500兆が徐々に株式市場に投資信託を通じ、そして株になればやはりこれは証券会社を通じてというところだと思いますけれども、どちらかという証券会社が強いと「やる」というのが前面に出てしまう。やっと「持つ」という層も、非常に小さな層ですけれども、生まれつつあるというふうにごらんいただきたいと思います。

○足助氏 去年の秋から外人は売ってしまっていて大変な売り越しなんですけれども、それをだれが買っているかという実には信託銀行と個人なんです。今、個人は買いの方です。

ただ、個人の買いなんですけれども、それではどれぐらいホールドしているかということを見ますと、アメリカ等に比べると非常に低いです。安東さんがおっしゃったように、やはり教育といいますか、これは時間がかかると思うんですけれども、リテラシーを高めていかないと、総理がおっしゃったように、株と言うとずっと避けて通るというようなムードが日本にはございます。

ただ、参加している人は個人でも非常に活発に実は参加しているんです。個人の取引の量を見ますと、今は緊急事態なんですけれども、普通的时候は非常に量が多いんです。それはなぜかという、デイトレードをしていますので、1日で売ったり買ったりするというやや半プロ的な個人もおられまして、売ったり買ったりというのをいっぱいやりますと全部取引量に上がってしまうので、個人が結構取引していると見られるんですけれども、実はそうではなくて実際にホールドしているというのはそんなにはないです。

外人も5割以上と安東さんはおっしゃいましたが、普通は60%外人が売り買いをしています。ずっと株を持っているのは30%なんです。そういう人たちが日本の株主と比べると、

売り買いで倍の参加をしているということです。そういう状況でございます。

○内閣官房長官 それでは、お話も尽きませんが、一応予定された時間がまいりました。大変貴重な御提言、御意見をいただきました。これから新政策のいろいろな面で織り込めるものはどんどん織り込んでまいりたいと思っておりますし、またこれからも機会を通じていろいろ御意見を賜ることもあろうかと思えます。どうぞよろしくひとつお願いを申し上げます。

今日は、貴重な時間をどうもありがとうございました。

○内閣総理大臣 どうもありがとうございました。